

多子軽減制度の例(ひとり親世帯等の特例(注7)を除く)

※3歳以上の児童は無料になります。

【兄弟で保育所に同時入所している場合】

2人同時入所の場合

	第1子	第2子
	保育所	保育所
負担額	基準額	半額

※保育料徴収基準額表(表面)注5(1)の例

【兄弟で保育所と幼稚園に同時入所している場合】

第2子が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子
	幼稚園	保育所
負担額	—	半額

※注5(1)の例

3人同時入所で第3子以降が3歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (3歳未満)
	保育所	保育所	保育所
負担額	半額	半額	無料

※注5(2)の例(第3階層で第1子の児童は基準額。)

第3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	幼稚園	幼稚園	保育所
負担額	—	—	無料

※注5(1)の例

第2・3子入所で第3子以降が3歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (3歳未満)
	小学校	保育所	保育所
負担額	—	半額	半額

※注5(2)の例

第2・3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	幼稚園	保育所	保育所
負担額	—	半額	無料

※注5(1)の例

【第2子1人のみ保育所へ入所している場合】

	第1子	第2子
	小学校	保育所
負担額	—	基準額

第3子以降が保育所へ入所している場合

	第1子	第2子	第3子以降
	小学校	幼稚園	保育所
負担額	—	—	半額

※注5(1)の例

【第3子以降1人のみ保育所へ入所している場合】

第3子以降が3歳未満の場合

	第1子	第2子	第3子以降 (3歳未満)
	小学校	小学校	保育所
負担額	—	—	半額

※注6の例

は第3階層から第4階層一部(所得割額57,700円未満)の場合、無料になります。(注8)

は第4階層一部(所得割額57,700円未満)の場合、半額になります。(注8)

は第3階層から第5階層の場合、無料になります。(注9)

【問い合わせ先】

こども家庭部こども保育課(TEL 443-2165)
 大山行政サービスセンター地域福祉課(TEL 483-1214)
 婦中行政サービスセンター地域福祉課(TEL 465-2114)

大沢野行政サービスセンター地域福祉課(TEL 467-5830)
 八尾行政サービスセンター地域福祉課(TEL 455-2461)